

各務原市市内介護事業所等 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る要介護・要支援申請等事務の取り扱いについて  
(依頼)

日頃から、本市の介護保険制度の実施に御協力いただき厚く御礼申し上げます。  
標記について、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る観点から、下記の通り依頼します。

記

1. 「要介護・要支援認定申請」(新規、更新、区分変更)と、「要介護認定等の資料提供に係る申出書」の申請は郵便の利用を推奨します。

—郵便による申請時のお願いと注意点—

- 原則、要介護・要支援認定申請書が、介護保険課へ届いた受付日を申請日といたします。申請日については、返送いたします受給資格者証の交付年月日でご確認ください。交付年月日が申請日となっています。

ただし、1日付で区分変更(支援からの区分変更を含む)を希望される場合は以下のように対応します。

申請書の申請日を“1日”としてください。

受付期間：各月25日から翌月1日まで。ただし、1日の消印までを有効とします。

例) 5月1日消印が押してあるものについては、5月1日以降に届いたものであっても1日申請として取り扱います。

- 郵送の場合は必ず申請書(右下の「資格者証の受取者名」欄)に受取のサインを事前にご記入ください。
- 郵送の場合、必ず返信用封筒を同封していただき、返信先の住所(代行申請の場合は代行申請者の住所)を記入し、切手の貼付をお願いします。

2. 窓口ご利用の場合

- 毎月初日は申請が集中し混雑しますので、更新申請は有効期限満了の30日前までを目安に適宜申請してください。なお、窓口が混み合っている場合、番号札をお渡ししますので、間隔をあけてお待ちください。

なお、今回の対応は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対応であり、窓口の利用を制限するものではありません。終了時期については、改めてご連絡いたします。

窓口での、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止を図る観点から、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

感染症拡大防止に  
ご協力ください



介護保険課介護認定係：奥村  
電話：058-383-1970